

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市手数料条例施行規則（平成12年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料の徴収の時) 第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(4) [略]	(手数料の徴収の時) 第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。 (1)～(4) [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。